

第V部

効果的・戦略的な 開発協力の推進



チュニジア柔道連盟カラートアンダールズ支部で、同僚コーチと一緒に子どもたちに指導するJICA海外協力隊員（写真：Ahmed Souayed/JICA）

- 1 共創を実現するための多様なパートナーとの連帯…………… 128
- 2 戦略性の強化ときめ細やかな制度設計…………… 142
- 3 開発協力の適正性確保のための取組…………… 147
- 4 開発協力人材・知的基盤の強化、発信に向けた取組…………… 149

1 共創を実現するための多様なパートナーとの連帯

新たな開発協力大綱では、明確な解決策が見つからない様々な開発課題に対して、民間企業や公的金融機関など様々な主体が互いの強みを持ち寄り、対話・協働することにより、新たな社会的価値を共に創り出す「共創」を基本方針に掲げています。

(1) 民間企業との連携

日本政府は、日本企業の持つ総合力が、外務省やJICAが行うODA事業等においてもさらに発揮されるよう、日本の民間企業の優れた技術・知識・経験・資金の効果的な活用に努めています。また、民間の知見やノウハウをODAの案件形成の段階から取り入れたり、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割を分担したりし、民間による投資事業等との連携を促進しています。民間企業との連携を強化して、より効果的・効率的な事業を行うことで開発効果を高めていきます。

ア 民間提案型の官民連携支援スキーム

日本政府およびJICAは、民間企業の意見や提案を積極的に取り入れるべく、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」や「協力準備調査（海外投融資）」といった民間提案型の官民連携支援スキームも推進しています。

■ 中小企業・SDGsビジネス支援事業

中小企業・SDGsビジネス支援事業^{解説}は、民間企業の自由な発想に基づいたアイデアを開発協力に取り込み、民間企業の製品・技術を活用し、ビジネスを通じた現地の課題解決や多様なパートナーとの連携を進めることを目的としています。JICAホームページで公示を行い、企業から提出された企画書の内容を踏ま

えJICAが採択します。2010年から2023年までの累計採択数は、1,516件に上っています。

2023年度公示では、29か国における合計68件の事業（ニーズ確認調査：32件、ビジネス化実証事業：23件、普及・実証・ビジネス化事業：「中小企業支援型」12件、「SDGsビジネス支援型」1件）が採択されました（27ページおよび135ページの「匠の技術、世界へ」も参照。事業の仕組み、対象分野・国などについては、JICAホームページ^{注1}を参照）。



モンゴルでのドローンによる血液輸送の実証実験の様子（株式会社エアロネクスト/中小企業・SDGsビジネス支援事業）

■ 協力準備調査（海外投融資）

近年、官民協働による開発途上国のインフラ整備および民間事業を通じた経済社会開発の動きが活発化しています。JICAは、海外投融資での支援を念頭に、民間資金を活用した事業の形成を図るため、協力準備調査（海外投融資）を実施しています。開発途上国における事業参画を検討している民間企業から事業提案を広く公募し、事業計画策定のためのフィージビリティ調査を支援しています（事業の仕組み、対象分野・国などについては、JICAホームページ^{注2}を参照）。2010年から2022年度までの採択案件数は、86件に上っており、2023年はアジア地域において1件事業が採択されています。

^{注1} 中小企業・SDGsビジネス支援事業について https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html

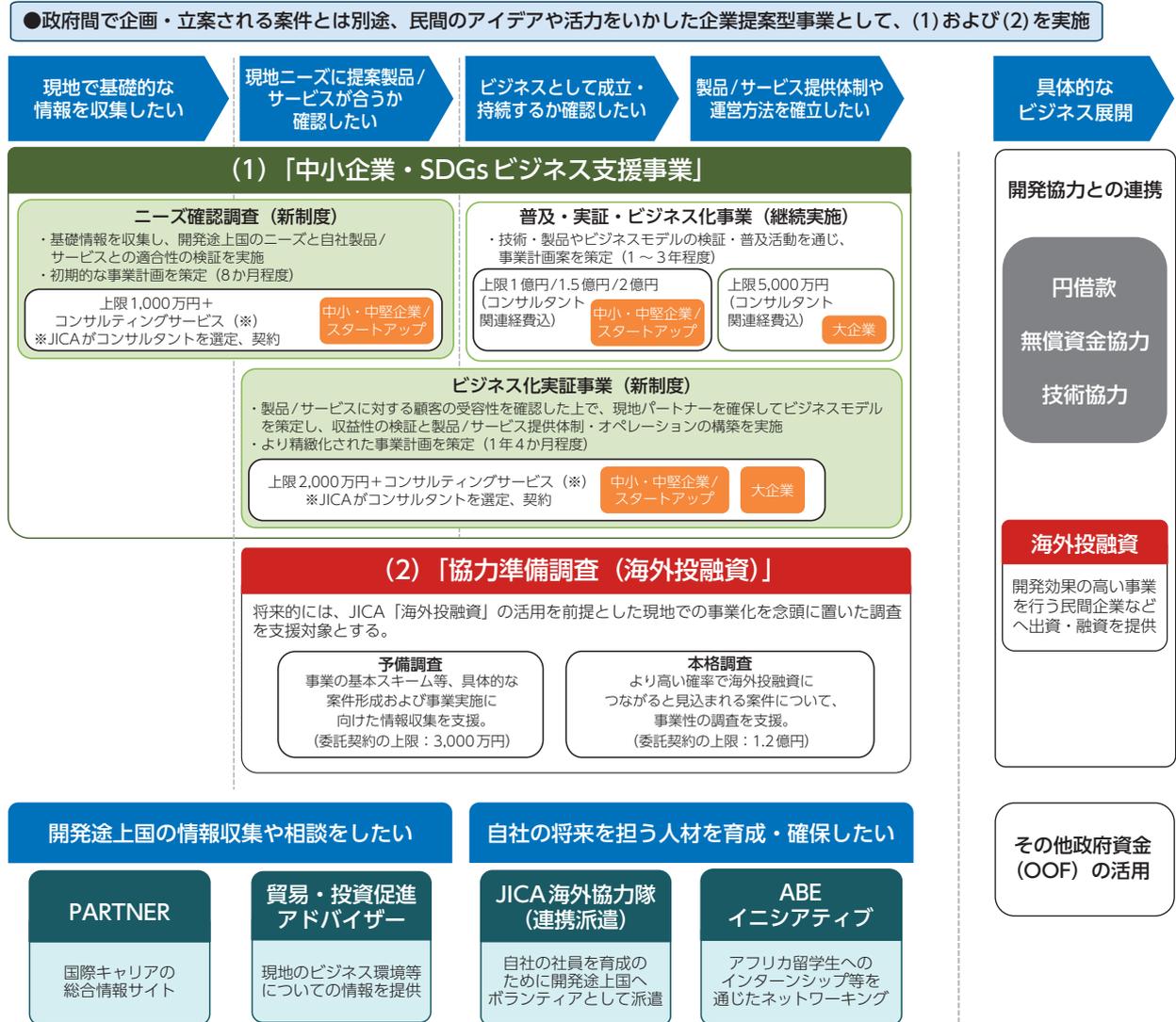
^{注2} 協力準備調査（海外投融資） https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/psiffs/index.html

■ JICA海外協力隊（民間連携）

2012年に創設された「JICA海外協力隊（民間連携）」では、2023年3月までに129人が38か国に派遣され、企業の海外展開を積極的に支援してきました。派遣された隊員は、隊員活動を通して、その国特有の商習慣や市場ニーズを把握し、帰国後の企業活動

へ還元することが期待されています。なお、このプログラムは2023年4月に、「JICA海外協力隊（連携派遣）」として、大学連携、自治体連携といった他の連携制度と統合されました（146ページの「案件紹介」も参照）。

図表V-1 ODAを活用した官民連携支援スキーム



イ 海外投融資

海外投融資解説は、開発効果の高い事業を開発途上国で行う企業に対し、民間金融機関から十分な資金が得られない場合に、JICAが必要な資金を出資・融資するものです。2011年から2022年度末までに累計114件の出融資契約を調印しており、多くの日本企業も参画しています（事業の仕組み、対象分野・条件

などについては、JICAホームページ注3を参照）。

最近の好事例としては、2023年に調印されたラオスでの風力発電事業（融資事業）やアフリカにおけるスタートアップ企業支援事業（ファンドへの出資）があります。前者は、ラオス初の風力発電事業であり、ベトナム電力公社（EVN）に国境を超えて売電するもので、メコン地域の連結性強化にも資するもので

注3 海外投融資 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html

す。発電所が建設されるラオスにおいて、再生可能エネルギー発電による電力供給能力の増強に寄与するとともに、売電先となるベトナムでも温室効果ガス排出量の削減による気候変動対策に寄与します。後者は、ベンチャー・キャピタルファンドへの出資を通じて、イノベーションを駆使してアフリカの金融包摂、保健医療、気候変動等の社会課題解決に取り組むスタートアップ企業へ投資を行い、アフリカの持続的な経済成長に貢献することを目指します。日本は、これまでも「Project NINJA」[注4](#)等を通じて、アフリカで起業家支援活動を行ってきていますが、本事業により創業初期段階にある企業に向けた金融支援へと支援の幅を広げることが可能となります。また、本事業では日本企業との連携促進も期待されます。

2023年5月20日に岸田総理大臣がG7広島サミットに際し開催した、グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII) に関するサイドイベントにおいて、官民のインフラ投資を通じてパートナー国の持続可能な開発に貢献することを表明したことを踏まえ、気候変動対策、食料安全保障、金融包摂の3つの分野における融資枠を創設しました（詳細は第I部2の9ページを参照）。

日本の開発協力は、多様なアクターとのパートナーシップの下で推進されています。開発協力の実施にあ

たっては、JICAとその他の公的資金（OOF）を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）[解説](#)、株式会社日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等）との間の連携を強化するとともに、政府が、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たすことが重要です。

なお、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）などの国際機関も、開発途上国における豊富な経験と専門性をいかし、日本企業による包摂的ビジネス[解説](#)を支援しています。

ウ 事業・運営権対応型無償資金協力

2014年度から、日本政府は、民間企業が施設整備から運営・維持管理まで包括的に関与して実施する公共事業に無償資金協力を行う、事業・運営権対応型無償資金協力を実施しています。本無償資金協力は、日本企業の開発途上国における事業権・運営権の獲得を促進することを通じて、日本の技術・ノウハウを当該国の経済社会開発に役立てることを目的としています。



用語解説

中小企業・SDGsビジネス支援事業

民間企業からの提案に基づき、開発途上国の開発ニーズと企業が有する優れた製品・技術等とのマッチングを支援し、開発途上国での課題解決に貢献するビジネスの形成を後押しするもの。また、本事業は、日本の中小・中堅企業の海外展開を支援するのみならず、日本国内の経済や地域活性化を促進することも期待されている（129ページの図表V-1も参照）。

海外投融資

JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人などに対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の開発途上国での事業は、雇用を創出し、経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり、高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援している。支援対象分野は、(1) インフラ・成長加速、(2) SDGs（貧困削減、気候変動対策を含む）。

国際協力銀行（JBIC）

日本政府が全株式を保有する政策金融機関。一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(1) 日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進、(2) 日本の産業の国際競争力の維持および向上、(3) 地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、(4) 国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処、の4つの分野について業務を行い、日本および国際経済社会への健全な発展に寄与することを目的としている。

包摂的ビジネス (Inclusive Business)

包摂的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネス（開発途上国・地域の低所得者層（Base of the Economic Pyramid）を対象にした、社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス）を含む。

[注4](#) 144ページの注23を参照。

(2) 諸外国・国際機関との連携

ア G7・G20における連携

G7においては、2023年、日本は議長国として、開発を含む国際社会が直面する重要な課題への対応に関する議論を主導しました（詳細は第1部2を参照）。なお、G7開発関連の取組として、2月、東京でG7開発担当高官会合を開催し、3月にはその議論を受けた議長総括を発出し、開発途上国との連帯の重要性を再確認するとともに、広島サミットに向け、開発金融、グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）、食料安全保障、栄養、人道支援、気候変動、保健、防災、教育等の分野の開発協力の優先課題に関する進展を加速化させる旨表明しました。

G20においては、6月にG20開発大臣会合がインドのヴァラナシで開催され、日本からは武井外務副大臣（当時）が出席し、SDGs達成に向けた資金ギャップが拡大する中、G20がSDGs達成に向けた力強いコミットメントを再確認すべきである旨をG20各国に呼びかけました。また、武井外務副大臣（当時）は各国出席者と個別に意見交換し、開発分野における連携を確認しました。

9月のG20ニューデリー・サミットでは、日本からは岸田総理大臣が出席し、G7広島サミットの成果をG20につなげるとの考えの下、国際社会の重要課題について、日本の立場と取組を積極的に発信しました。議論の総括として発出されたG20ニューデリー首脳宣言では、食料安全保障、環境、保健といった分野でG7の成果が記載されました。

岸田総理大臣は、セッション1「一つの地球」において、ロシアによるウクライナ侵略により、食料・エネルギーを含め世界経済の困難は深刻化しており、G20として対処する必要がある旨指摘しました。食料問題に関しては、G7広島サミットで招待国も交えて具体的な行動計画をとりまとめ、データの充実化に向けたG20の「農業市場情報システム（AMIS）」や、インドが主導する「雑穀とその他古代穀物に関する国際研究イニシアティブ（MAHARISHI）」といった取組の重要性を確認した旨紹介しつつ、持続可能で強靱な農業・食料システムの構築に取り組んでいきたい旨述べました。気候・エネルギーに関しては、岸田総理大臣は、包摂的な投資を通じた、経済成長やエネルギー安全保障を損なわない脱炭素経済への転換も必須

であり、各国の事情に応じた多様な道筋の下で、ネット・ゼロという共通のゴールを目指すべき旨強調しつつ、日本として、あらゆる技術やエネルギー源を活用してイノベーションを推進し、各国の取組を後押ししていくとの考えを表明しました。

岸田総理大臣は、セッション3「一つの未来」において、国際社会が直面する課題を克服し、より良い未来を実現するためには、多国間システムの改革が必要である旨述べつつ、世界の未来は途上国の未来にかかっており、その持続可能な成長を支えていく必要がある旨指摘し、途上国の開発ニーズに応えるため、国際開発金融機関（MDBs）の改革に取り組んでいく旨述べました。国際ルール・スタンダードを遵守した透明で公正な開発金融については、より多くの債権国および債務国の間で重要性を共有していく必要があり、G20でも取組を促進すべき旨述べるとともに、深刻化する途上国の債務問題に対応すべく、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）を越えた債務措置に係る共通枠組」やスリランカの債権国会合等による迅速な債務再編が不可欠である旨強調しました。さらに、岸田総理大臣は、インフラ投資に際しては「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の実施を促進すべきであり、日本は、2023年3月に発表した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の新たなプランの中で、インフラ面で2030年までに官民合わせて750億ドル以上の資金をインド太平洋地域に動員し、各国と共に成長していく旨述べました。また、保健に関し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成、危機に際する迅速かつ効率的な資金供給などの次なる健康危機への予防・備え・対応（PPR）の強化を重視している旨述べました。特に、G7広島サミットで打ち出した感染症危機対応医薬品等（MCM）のデリバ



G20ニューデリー・サミット セッション1およびワーキングランチに臨む岸田総理大臣（写真：内閣広報室）

リーの強化について、G20でも重要性を確認できた
とし、G20各国や世界保健機関（WHO）、世界銀行
などと連携していきたい旨述べました。

イ 主要ドナーとの対話

日本は、主要ドナーとの間で対話を実施し、お互い
の優先課題・政策について意見交換を行っています。
武井外務副大臣（当時）は、2023年1月にミッチェ
ル英国外務・英連邦・開発省担当大臣、2月にサー
ジャン・カナダ国際開発大臣（当時）との意見交換を
オンラインで行い、G7サミットに向けて協力してい
くことで一致しました。また、2月に日英開発政策対
話（局長級）をロンドンで実施しました。

2023年8月の日米韓首脳会合を踏まえ、10月、
日米韓開発・人道支援政策対話（局長級）を実施し、
日米韓3か国の開発協力を促進することにより、「自
由で開かれたインド太平洋（FOIP）」へのコミットメ
ントを再確認しました。この機会を捉えて、日米開発
政策対話、日韓開発政策対話も実施しました（局長
級）。

伝統的に開発協力を担ってきた経済協力開発機構
（OECD）開発援助委員会（DAC）諸国に加え、近
年、中国、インド、インドネシア、サウジアラビア、
トルコ、ブラジル、南アフリカなどの新興国も開発途
上国に対して支援を行い、開発課題に大きな影響力を
持つようになってきました。日本は、新興国を含む諸国
とも連携し、これらの新興国から開発途上国に対する
援助が効果的に促進されるよう、新興国への支援も
行っています。

なお、中国との関係では、2021年6月、第2回日
中開発協力局長級協議を開催し、中国の対外援助、
様々な開発課題に関して意見交換しました。

開発協力を効果的・効率的に進めていくための取組
として、ドナー国のみならず、開発途上国、国際機
関、民間セクター、市民社会、地方公共団体等の様々
な開発主体が一同に会して話し合う「効果的な開発協
力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）」
があります。この関連で、2023年12月、釜山^{ポソン}グロー
バル・パートナーシップ・フォーラムが開催され、
オーナーシップの尊重、成果重視、幅広いパートナ
ーシップ、援助の透明性・相互説明責任といった

GPEDCの4原則の重要性が改めて強調されました。

ウ 国際機関との連携

日本は、様々な開発および人道上の課題や地球規模
の課題に対応するため、国際機関との連携を進めてい
ます。

武井外務副大臣（当時）は、2023年3月にサン
ズ・グローバルファンド事務局長、6月にはアヴァ
フィア・ユニットエイド事務次長およびゴア医薬品特
許プール（MPP）事務局長の表敬を受けました。上
川外務大臣は10月に訪日したラザリー二国連パレス
チナ難民救済事業機関（UNRWA）事務局長、グラ
ンディ国連難民高等弁務官とそれぞれ会談しました。

また、国際機関との連携による支援を円滑に進める
ため、国連機関を始めとする主要な国際機関との対話
も実施しています。2023年は、国連児童基金
（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）、国連難民高等
弁務官事務所（UNHCR）などとの定期的な政策対話
を実施しました（国連食糧農業機関（FAO）で働く
日本人職員について、150ページの「国際協力の現
場から」を、国際機関で活躍する日本人職員につい
ては50ページを参照）。

エ 国際開発金融機関との連携

国際開発金融機関（MDBs）^{注5}は、開発途上国の
貧困削減や持続的な経済・社会的発展を支援する国際
機関の総称であり、パンデミックや気候変動等の国境
を超える課題により貧困が深刻化し、不平等が拡大す
る中、世界銀行を始めとするMDBsにおいて、地球
規模課題への対応強化に向けたMDBsの改革や、開
発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用
（CAFレビュー）^{解説}といった取組がすすめられていま
す。

MDBsの機能強化に向けた改革の重要性につい
ては、5月のG7広島サミットや9月のG20ニューデ
リー・サミットにおいても議論がなされ、MDBsの
改革を進めることに対する支持が各国首脳からも表明
されています。日本はG7議長国として議論を主導し、
G7の支援により世界銀行で350億ドルを超える貸出
余力の増加が見込まれています。

注5 32ページの用語解説を参照。



用語解説

CAFレビュー

国際開発金融機関（MDBs）の自己資本の十分性に関する枠組（Capital Adequacy Framework）の独立レビュー。MDBsの既存資本を最大限活用するための方策を検討するG20の取組。2023年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、CAFレビューに関する進捗等を整理したロードマップが策定され、9月のG20ニューデリー・サミットでも報告された。

案件紹介

難民のこどもに医療支援を届ける

レバノンのパレスチナ難民キャンプにおける医療・保健、心理社会的支援
 ジャパン・プラットフォーム（2022年9月～2023年6月）
 レバノン



2011年以降の中東地域における政治社会情勢の混乱により、レバノンには多くの避難民が滞在しています。この中には、シリアから戦火を逃れてきたパレスチナ難民のような二重難民も含まれ、その大半は劣悪な環境での生活を余儀なくされています。ホストコミュニティも重い社会的・経済的負担を強いられ、その中でも、子どもや女性、障害者は、特に脆弱な立場に置かれやすく、一層の支援が求められる状況です。

このような状況を受け、ジャパン・プラットフォーム



歯科治療を受ける難民キャンプの子ども
 (写真：CCP Japan)

(JPF)注1加盟団体の一つ、特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン（CCP Japan）は、日本政府の支援を得て、レバノンに滞在するパレスチナ難民キャンプで医

療、特に子どもの歯科や精神科の支援が大きく不足している状況に着目し、7か所の難民キャンプで約6,000人に、歯科診療や衛生教育、児童精神科の診療支援、心理社会的支援を行いました。また、ソーシャルワーカーやボランティアなど活動に携わる人材の育成も行いました。



診療支援を受けるこどもの保護者への日本人職員による聞き取り（写真：CCP Japan）

日本は、JPFとその加盟団体である日本のNGOを通じて、引き続き脆弱な人々にきめ細やかに寄り添う支援を行っていきます。

注1 137ページの用語解説を参照。

(3) 日本のNGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において様々な分野で地域住民のニーズに寄り添い、直接裨益する開発協力活動を実施しています。地震・台風などの自然災害や紛争等の現場においても、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。NGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。日本政府は、こうした「顔の見える開発協力」を行う日本のNGOを、開発協力の戦略的パートナーと新たに位置付け、NGOが行う事業に対する資金協力、NGOの能力向上に資す

る支援、NGOとの対話の3点を柱に連携を進めています（国際協力とNGOについては外務省ホームページ注6も参照）。

ア NGOが行う事業に対する資金協力

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域において、開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、様々な協力を行っています。

■ 日本NGO連携無償資金協力

日本政府は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。事業の分野も保健・医療・衛生、農村開発、障害者支援、教育、防災、地

注6 国際協力とNGO https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo.html



こどもたちの抱える退学リスクに取り組む活動のために、日本のNGOによる研修に参加した地域住民（日本NGO連携無償資金協力）（写真：AAR Japan【難民を助ける会】）

雷・不発弾処理等、幅広いものとなっています。この枠組みを通じて、2022年度は日本の57のNGOが、41か国・1地域において、117件、総額約70億円の事業を実施しました（122ページの「案件紹介」も参照）。

■ ジャパン・プラットフォーム（JPF）

ジャパン・プラットフォーム（JPF）^{解説}は、日本のNGO、経済界および政府が協力し、NGOの緊急人道支援活動を支援・調整する組織です。2022年度には、イラク・シリア人道危機対応支援、アフガニスタン人道危機対応支援、ミャンマー避難民人道支援、パレスチナ・ガザ地区人道危機緊急対応支援、南スーダン難民緊急支援、エチオピア紛争被災者支援、ウクライナ人道危機、パキスタン水害被災者支援、トルコ南東部地震被災者支援、食糧危機支援など、18のプログラムで142件の事業を実施しました（110ページ



モロッコ中部における地震発生の翌々に現地で緊急初動調査を行う日本のNGO職員（JPFを通じた日本の緊急人道支援）（写真：特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン）

の「ウクライナおよび周辺国での日本の取組」および133ページの「案件紹介」も参照）。2023年12月時点で47のNGOが加盟しています。

■ NGO事業補助金

日本政府は、日本のNGOへの補助金交付事業を実施しています。対象となる事業は、開発協力事業の案件発掘・形成および事業実施後の評価を実施する「プロジェクト調査事業」、国内外において国際協力活動の拡大や深化に資する研修会や講習会などを実施する「国内における国際協力関連事業」ならびに「国外における国際協力関連事業」の3つです。2022年度には、6つの日本のNGOに対して、NGO事業補助金を交付し、プロジェクト形成調査および事後評価、オンラインを含む国内外でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

■ JICA・草の根技術協力事業

草の根技術協力事業は、国際協力の意思のある日本のNGO/市民社会組織（CSO）、その他民間の団体、地方公共団体または大学が、開発途上国の住民を対象として、その地域の経済および社会の開発または復興に協力することを目的として行う国際協力活動です。団体が有する技術、知見、経験をいかして提案する活動を、JICAが提案団体に業務委託してJICAと団体の協力関係の下に実施する共同事業です（制度の詳細や応募の手続等は、JICAホームページ^{注7}を参照）。草の根技術協力事業は約80か国を対象に、毎年200件程度を実施しています。



ケニア・マチャコス地方の住民集会で早期妊娠予防活動を行う特定非営利活動法人ケニアの未来と住民ボランティア（JICA・草の根技術協力事業）

注7 草の根技術協力事業 <https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>

匠の技術、世界へ

和紙原料「みつまた」の栽培・加工技術を 原産地ネパールで日本企業が普及



ネパールは国土の約80%が山岳地帯であり、内陸国という地理的制約もあって基礎インフラの整備が不十分です。農業は国民の6割が従事する主要産業ですが、インフラの不足に加えて生産技術も不足しているため生産性が低く、地方部における貧困問題の大きな原因になっています。

このような状況を前に、大阪を拠点として政府刊行物の販売のほか、和紙原料であるみつまたの販売も行う株式会社かんぼうは、ネパールの農林業を活性化させて課題解決を図ろうと、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用し、ネパールにおいてみつまたの栽培・加工の技術移転を行っています。

日本では、明治時代から紙幣原料の一部としてみつまたが使われてきましたが、国内生産量は年々減少しています。(株)かんぼうは、社会貢献事業としてネパールに井戸を贈る活動を行っていましたが、1990年からみつまたの原産地であるネパールで調査を開始し、みつまたが自生する地域で村おこしを兼ねて、刈った分は植林することで森林を保全しながら、みつまたの栽培・加工技術を指導するようになりまし。そして現地法人を立ち上げ、ネパール人スタッフを育成し、契約農家の技術指導にあたってきました。



村の女性たちに作業指導するかんぼうネパールのスタッフ (写真: 株式会社かんぼう)

2013年にネパールのみつまた事業を受け継いだ同社の代表取締役、松原^{ただし}氏は、「『みつまたのおかげで村では貧困のために子どもが売買されることもなくなり、自分も娘を立派に育てることができた』という村の長老の言葉が忘れられません。それを聞いて、必ずやこの事業を軌道に乗せて貧困をなくそうと心に誓いました。」と当時を振り返ります。

同社がこの事業を継続させる手段を検討する中で、在ネパール日本国大使館に相談したところ、JICA事業の紹介がありました。同社は2016年にビジネス化に向けた案件化調査を開始し、2019年からは「ネパール国森林利用グループに対する『みつまた』の栽培・加工技術に係る普及・実証事業」を実施しています。

松原氏は、「土地を持たない貧しい農民は、国の許可を受けて国有地のみつまたを栽培していますが、これまでは政権が代わるたびに



生産者とミーティングを行う松原氏 (写真左) (写真: 株式会社かんぼう)

許可申請を求められるなど事業の継続に苦労していました。JICAの案件として採択されてからは、JICAがネパールで培ってきたネットワークと信用のおかげで、許認可も迅速に行われるようになり、活動範囲も首都から遠く離れた地方まで一気に広がりました。今では約30か所の生産拠点で年間約150トンものみつまたを生産しており、生産量は10年前の約3倍になりました。」とJICA事業活用のメリットを語ります。ネパール産のみつまたは日本に輸入され、国立印刷局の製造する紙幣の原材料となっています。

本事業によって雇用の機会が生まれ、女性の社会参画にも貢献しています。「みつまたの加工は、大きな施設や動力を必要とせず、女性でも簡単にできるため、女性の社会参画を含めて村全体に仕事を創出することができます。新型コロナウイルス感染症拡大を受けて首都から戻ってきた出稼ぎ者の受け皿にもなっています。また、村ではみつまたで得た収入をもとに学校を建設するなど、自律した村の運営にもつながっています。」と松原氏は事業の成果を語ります。

ネパールでの新たな雇用創出と、農林業の一層の活性化に向けて、

(株)かんぼうはみつまたをネパールの特産品にするとともに、みつまた事業で



ヒマラヤ山脈を背景に花をつけるみつまたの木 (写真: 株式会社かんぼう)

培ったネットワークを利用して新たな農作物の生産も視野に入れていきます。ネパールの山間地域に暮らす人々に雇用が生まれ、貧困削減につながることを期待されます。

イ NGOに対する活動環境整備支援

国際協力において、政府以外の主体による活動および民間資金活用の重要性が高まる中、日本のNGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化し、人材育成を図ることを目的として、外務省は、以下の取組を行っています。

■ NGO相談員制度

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO団体が「NGO相談員」となり、市民やNGO関係者から寄せられるNGOの国際協力活動、NGOの設立、組織の管理・運営、開発教育の進め方などに関する質問や相談に答える事業です。2022年度は外務省の委嘱を受けた15団体が、1万件以上の質問・相談に対応し、120件の出張サービス^{注8}を行いました。

■ NGOインターン・プログラム／NGOスタディ・プログラム

外務省は、人材育成を通じた組織強化を目的として、NGOインターン・プログラムおよびNGOスタディ・プログラムを実施しています。NGOインターン・プログラムは、将来的に日本の国際協力NGOで活躍する若手人材の育成を目的としており、2022年度は、計7人がインターンとしてNGOに受け入れられました。

NGOスタディ・プログラムは日本の国際協力NGOに所属する中堅職員が国内外で研修を受け、研修成果を所属団体や他のNGOに広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に寄与することを目的としており、2022年度は、このプログラムにより8人が研修を受けました。

■ NGO研究会

複数のNGOが自らの事業実施能力・専門性の向上を図るために行う研究活動を外務省が支援しています。各研究会では、NGOが直面する共通の課題をテーマとして、調査・研究、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することによって、組織や能力の強化を図ります。2022年度は、「国際協力におけるジェンダー主流化に向けた課題と実践」と「日本の国際協力NGOの資金調達リデザイン化と財務内容の強化」の2つのテーマに関する研究会を実施しました。この活動の報告書や成果物は外務省のホームページ^{注9}に掲載されています。

ウ NGOとの対話（NGO・外務省定期協議会およびNGO-JICA協議会）

NGO・外務省定期協議会^{解説}については、2022年度は「全体会議」が11月に、小委員会の「連携推進委員会」が7月、12月および2023年3月に、「ODA政策協議会」が2022年7月、11月および2023年3月に開催され、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する以前と同じ回数を実施されたほか、2022年9月には開発協力大綱改定に関する臨時全体会議が開催され、活発な意見交換が行われました（NGO・外務省定期協議会の詳細および議事録などについては外務省ホームページ^{注10}を参照）。

また、JICAは、NGOとJICAの対話と連携を目的とするNGO-JICA協議会を実施しています。2022年度はオンラインで2回実施され、1回目は40団体、2回目は25団体が参加しました（NGO-JICA協議会の詳細および議事録などについてはJICAホームページ^{注11}を参照）。

^{注8} 地方自治体や協力機関と協力し、国際協力関係のイベントなどにおいて相談業務や講演を行うサービス。

^{注9} NGO研究会報告書 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/houkokusho/kenkyukai.html

^{注10} NGO・外務省定期協議会 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/kyougikai.html

^{注11} NGOとの定期会合 https://www.jica.go.jp/partner/ngo_meeting/index.html



用語解説

ジャパン・プラットフォーム (JPF)

大規模災害時や紛争により大量の難民・避難民等が発生したときなどに日本のNGOによる迅速で効果的な緊急人道支援活動を支援・調整することを目的として、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織。JPFは、日本政府から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや、紛争により大量の難民・避難民等が発生したときなどに、生活物資の配布や生活再建などの緊急人道支援を実施する。

NGO・外務省定期協議会

NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的とし、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として、1996年度に設けられた。全体会議、ODA政策協議会と連携推進委員会の2つの小委員会で構成。

(4) 地方自治体等との連携

開発途上国においては、急速な経済発展が進む中で、大都市のみならず、地方都市においても、都市化の進展とともに、水、エネルギー、廃棄物処理、都市交通、公害対策分野等の都市問題に対応するニーズが急増しています。このような中で、様々な分野で知見を蓄積している日本の地方自治体が、開発途上国のニーズにきめ細かくに対応することは、開発途上国の開発にとって大変有益です。地方自治体が国際協力に参画することは、国際協力の担い手やグローバル人材の育成にもつながります。このため、日本政府は地方自治体のODAへの参画を推進してきました。また、地方自治体も、日本の地域の活性化や国際化の促進のため、地方の産業を含めた地方自治体の海外展開を積極的に推進しています（ODAを活用した地方公共団体の海外展開支援については、外務省ホームページ^{注12}を、具体的事例については、138ページの「国際協力の現場から」を参照）。

また、全国15か所に設置されているJICA国内拠点「地域と開発途上国の結節点」として、市民、NGO、地方自治体、民間企業等の多様なアクターとの連携を強化し、国際協力に関する情報提供等、地域の特色をいかした多様な事業を展開しています。

(5) 大学・研究機関等との連携

日本政府は、大学が有する開発途上国の経済社会開発に関する役割、すなわち、日本ならではの開発協力に関する哲学や理論の整理・探求および発信から、開発協力の実践、国民への教育還元および国際協力人材の育成までの開発協力全般への広い知的な側面におい

て、大学と連携を図っています。また、それら取組の中で、開発途上国と日本の学生や研究者の交流・共同研究による国際頭脳循環を推進しています。実際に、様々な大学と共同で、技術協力、円借款および草の根技術協力を始めとする事業を推進しています。

一例として、日本政府は、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目的とする人材育成奨学計画（JDS）を通じて、開発途上国の若手行政官等を留学生として国内累計41大学で受け入れています。2022年度には、19か国から300人以上の留学生を受け入れ、これまでに来日した留学生は、修士課程と博士課程合わせて5,700人を超えます（モンゴルにおけるJDS帰国留学生のネットワーク化と帰国生の活躍は140ページの「国際協力の現場から」を参照）。また、産業構造と企業活動の高度化が進むASEAN諸国に対し、「アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）」プロジェクト^{解説}や専門家派遣を通じて、日ASEANの大学間のネットワーク強化や産業界との連携、域内および日本との共同研究を支援し、ASEANの発展を支える高度な工学系人材の育成に向けた取組を実施しています。

加えて、外務省・JICAは文部科学省、科学技術振興機構（JST）、日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」^{注13}を実施しており、日本と開発途上国の大学・研究機関等の中で国際共同研究が行われています（実績については第Ⅲ部1(2)の37ページを、マレーシアでの協力については95ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

JICAと本邦の大学が連携し、これらの修士・博士課程に在籍する開発途上国からの留学生を対象に、日本の開発の歴史を学ぶ機会を提供するプログラム

^{注12} ODAを活用した地方公共団体の海外展開支援 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/page23_000707.html

^{注13} 38ページの用語解説を参照。

4 北九州市の「配管網のブロック化」のノウハウでカンボジアにおける安全な水の供給に貢献

一般公募



カンボジアでは1991年に和平協定が結ばれるまで続いた内戦により、上水道施設は壊滅的な状況でした。老朽化による漏水に加えて、水道管の不法接続による盗水も行われ、1993年には漏水と盗水を合わせた無収水量率が70%に達していました。日本はカンボジア政府からの要請を受けて1993年から世界銀行やアジア開発銀行(ADB)等と共に水道インフラの再建をスタートさせました。1999年には北九州市の職員を個別専門家として派遣し、その後、JICAの技術協力プロジェクトを立ち上げ、北九州市から漏水防止技術指導のため職員を派遣し、水道行政で培った知見を伝えてきました。この協力により、プノンペン都の無収水量率は先進国並みの8%にまで改善し、「水道事業人材育成プロジェクト」第1フェーズ実施終了時の2006年時点では水道水が飲料可能なレベルにまで達するなど、水道サービスの劇的な改善を実現しました。その成功例は「プノンペンの奇跡」とも称されています。

北九州市上下水道局海外事業課の笹田和宏係長は、「北九州市の水道事業で行われてきた『配管網のブロック化』のノウハウが、無収水量率を低下させるために大きな成果を上げました。これは配水先の地域をいくつかのブロックに分け、そのブロックごとに漏水率を調査して原因を突き止める手法で、これにより漏水や盗水を減らしていきました。上水道事業の収益改善にもつながり、その資金で水質向上のための施策を実施することができ『奇跡』へとつながったのです。」と当時の取組について述べました。

一方、プノンペン以外の地方都市では水道サービスが不十分な状態にあり、施設整備と運営能力向上が急務となっ



日本の協力によって作られたカンボット州の浄水場で、北九州市職員がカンボジアの水道局職員に、浄水場の運転・維持管理について指導をしている様子(写真:北九州市上下水道局)



笹田氏が現地セミナーで水道関係者にカンボジアの水道行政の現状について説明している様子(写真:北九州市上下水道局)

ていました。このため、日本は無償資金協力で地方の浄水場の建設に協力するとともに、2007年からは第2フェーズ、2012年からは第3フェーズとして技術協力プロジェクトを実施しました。北九州市からも継続して職員を専門家として派遣し、地方都市における持続的な水道事業実施のため、シムリアップ州など8都市の地方水道を対象に、施設の運転・維持管理能力向上のための技術協力を行いました。笹田氏は「プロジェクトの開始当初は、8都市中7都市の水道事業が単年度赤字決算という厳しい財務状況でしたが、第3フェーズ終了時の2017年決算では8都市全てが単年度黒字に転換するなど、短期間で水道が事業として成立する礎を確立できました。さらに北九州市は2018年から2023年3月まで実施されたJICA『水道行政能力向上プロジェクト』にも参加し、水道セクターを所管する工業科学技術革新省に対して、水道行政のガバナンス強化を目的に、組織強化、法令整備、許認可業務、水道事業者管理、人材育成に関する協力を行いました。」と長年にわたる支援について振り返ります。

カンボジアでは多くの民営水道事業者が水道供給を担っており、ビジネスとして比較的成立しやすい人口密集地を中心に水道供給が行われているものの、国民全員が安全で手頃な価格の水道サービスを受けるための道筋や方針が示されていません。これを受けて、2023年5月からは3年計画でカンボジア全国の水道セクターを対象とした水道事業計画策定を行うプロジェクトが始動しています。笹田氏は、「現地では『水が良くなったのは北九州市のおかげ』と言われることもあり、水道行政を担う一員として誇らしい気持ちになります。」と笑みを浮かべながら語りました。今後も水道事業における北九州市の協力が期待されます。

「JICA開発大学院連携」が実施されています。また、同様の取組を国外にも広げるため、開発途上国各国のトップクラスの大学などを対象に、「日本研究」の講座設立を支援するプログラム「JICAチェア」も行われています。この他にも、放送大学と連携し、日本の近代化の歩みと国際協力の重要性を体系的に紹介する「日本の近代化を知る」シリーズ番組の作成など、オ

ンライン講義も実施しています。

こうした大学との連携は、開発途上国の課題解決における学術面での能力向上、対日理解の促進に寄与していることに加え、海外からの研修員が日本の大学で研修・研究することで、日本の大学の国際化にも貢献しています。



用語解説

アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net : ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network)

ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの大学19校と、日本の支援大学11校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足（現在はASEAN側26校、日本側18校）。日本政府は、同ネットワークを構想段階から支援してきており、これまでJICAを通じて、工学分野で高度な人材を輩出すべく学位取得、共同教育・共同研究、産学連携、ネットワーク強化に係る取組を実施してきている。

(6) 日本への関心・理解が深い人、在外日系人等との連携

日本のODAによる研修参加者や留学経験者等は、日本の文化や価値観を理解する重要な人的アセットです。日本への研修参加者や留学経験者等が、自国へ帰国後、同窓会組織を形成し日本との交流や理解促進に関する活動を行う例も見られ、在外公館を通じて、このような日本への関心・理解が深い人材との連携を促進しています。

ASEAN諸国では、JICA青年研修（旧：青年招へい）の帰国研修員が各国で同窓会組織を作って活動しており、1988年にはASEAN各国の同窓会組織を統合した「AJAFA-21」が発足しました。AJAFA-21は現在もASEAN地域間および日本との間での交流活動を継続して行っており、2023年12月には、日本ASEAN友好協力50周年記念行事として、ASEAN 8か国から100人以上のメンバーが訪日し、交流を深めるとともに、今後も同窓会活動を通じて日ASEAN協力に貢献していくことを確認しました。

ABEイニシアティブ^{注14}では、同プログラムへの参加者の研修修了後のフォローアップの拡充に取り組んでいます。オンラインも活用しつつ、日本企業関係者とのネットワーキングの機会や日本企業での就職を希望する参加者への情報提供等を行っています。また、ABEイニシアティブ参加者の人的ネットワークを強化する目的で、2020年4月に、SNSを活用した

ネットワークを立ち上げました。2023年11月時点で、現役生・修了生合わせて、約1,070人の参加に加え、日本企業、JICA海外協力隊経験者も参加し、日本企業のアフリカビジネス関連の情報発信や相互の交流を行っています。また、全修了生に対して、修了生間のネットワーキングの場も提供しています。さらに、参加者の有志によって、日本企業とのビジネスパートナーを目指すKakehashi Africaという団体が組織されています。同団体は、アフリカ全土にネットワークを持ち日本とアフリカ54か国に拠点があり、ビジネスに関する調査の実施や情報の提供、日本企業等のニーズと現地リソースのマッチング等の活動を展開しており、起業家育成研修への協力等、JICAとの連携事例も生まれています（日本への留学経験者の活躍については36ページおよび140ページの「国際協力の現場から」を参照）。



帰国後の報告会における日本企業とABEイニシアティブ修了生との交流の様子（写真：JICA）

注14 145ページの用語解説を参照。

帰国留学生のネットワーク化

～モンゴルの若手行政官たちを開発課題の解決に貢献するリーダーに育てる～



親日的な国として知られるモンゴルは、豊富な地下資源に恵まれているものの、中長期的な経済成長のためには、その資源を経済発展につなげていくことやその他の産業も発展させていくことが課題となっています。このため、国の将来を担う行政官を育成し、適切な制度構築、健全な財政計画の立案・実施など、政府機関の行政能力を向上させることが重視されています。



受入れ先の日本の大学の教員も参加してモンゴルで実施された同窓会総会の様子（写真：JICE）

日本は、将来モンゴル政府中枢で政策立案に携わる人材の育成のために、無償資金協力「人材育成奨学計画（JDS）」を通じて、若手行政官の日本の大学院留学に協力しています。2001年にモンゴルがJDS対象国となって以来、これまでに400人以上の若手行政官が日本で学び、既に375人が修士号や博士号を取得し、帰国後は大蔵省等中央官庁や中央銀行など様々な分野で活躍しています。

2017年から2年間、JDSを通じて埼玉大学に留学し、帰国後に大蔵省に復職して現在は開発金融・投資局開発金融課長を務めているガンゾリグ・ブルガンクフー氏は、「日本への留学で経済学修士号を取得したことが評価されて、開発金融・投資局開発金融課長に昇進し、政策金融に関わるようになりました。」と日本留学が自身のキャリアアップにつながったと語ります。「政策投資を行う際、日本での学びを指針とし、モンゴルの財産である鉱物資源による収益を国家開発につなげることを念頭に、優先すべき政策に必要な資金を適切に割り当てられるようになりました。」と留学の成果について述べます。

同じく、大蔵省からJDSに参加し、2020年に埼玉大学から経済学修士号を取得したナランチメグ・ルブサンシャルフ氏は、現在、財務局決済課長を務めて



大蔵省開発金融・投資局開発金融課長として勤務するガンゾリグ氏

います。「私が日本で学んだのは、事業を行う前の事前分析と計画性の大切さです。帰国後、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で高ま



大蔵省財務局決済課長のナランチメグ氏

るリモートワークの需要に対応するため、政府主導でのオンライン決済システムの導入に携わりましたが、見通しを持って事業を着実に進め、広く国民にサービスが行き届くようになりました。このような日本で学んだ事業の進め方の姿勢が、同僚や後輩たちのお手本になっていると聞いてうれしく思っています。」と、JDS留学の成果を語ります。

また、学業以外の成果について、ナランチメグ氏は「留学経験者とのつながりといった人脈も帰国後の仕事に役立っており、大きな成果です。」、ガンゾリグ氏は「留学経験をいかして日本の協力事業のカウンターパートになっており、在モンゴル日本国大使館やJICAモンゴル事務所などとの橋渡し役にもなっています。」と述べています。モンゴルでは、「JDSモンゴル同窓会」が設置されており、留学経験者、日本の学術機関、大使館およびJICAとのネットワークが構築されています。留学後のフォローアップ・セミナーや新規留学生の壮行会など、様々な機会を通じて、政府機関で活躍する帰国留学生間の絆を深めるとともに、日本で培った知見や経験をモンゴルや世界のためにいかしていこうと話合っているそうです。

2023年、ガンゾリグ氏とナランチメグ氏を含むJDS帰国生7名は、埼玉大学の指導教授らの協力を得て、共著「Challenges in Fiscal and Monetary Policies in Mongolia（モンゴルの財政・金融政策の課題）」を出版しました。本書には、天然資源の輸出によって国内製造業が衰退する、いわゆる「オランダ病」に陥っているモンゴル経済の現状や財政運営への影響の分析、政府系基金のガバナンス強化策など、同国の政策立案に役立つ分析結果や経済モデルが示されています。

日本で知識と経験を積んだモンゴルの有能な若手行政官たちがリーダーシップを発揮し、モンゴルの経済発展が進むとともに、日本との友好親善や対日理解が促進されることが期待されます。

日系人は、多くの場合居住国で日系社会を形成しており、日本と各国との強い絆^{きずな}の礎となっています。全世界の日系人の約60%を占める中南米の日系社会は、地域開発の拠点となって技術移転などを通じて居住国の経済発展に大きく貢献するとともに、日本との「架け橋」や「パートナー」として重要な役割を果たしています。JICAでは、中南米の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす人材への技術協力として、日

系社会研修や、日系社会次世代育成研修を実施しています。2022年度は、中南米9か国152人が日系社会研修に参加しました。また、中南米の日系社会で自身の技術や経験をいかしたいという意欲のある人をJICA海外協力隊として日系社会へ派遣しています。2022年度は5か国に29人が派遣され、日系人、日系社会の人々と共に生活・協働しながら、中南米地域の発展のために協力しています。

案件紹介



育て、日系社会の若手起業家

中南米地域日系社会の若手起業家育成セミナー

(2023年3月)

ボリビア、コロンビア、パラグアイ、ペルー、メキシコ

14

中南米・カリブ地域には日本からの移住者とその子孫が多く暮らし、移住地や日系社会が形成されて発展しています。一方、移住地の日系人の若者の多くは、農業を主体とする地域産業に魅力を見い出せず、職を求めて都市部に移住したり、他国に出稼ぎに出たりする傾向があります。若手日系人の流出とそれに伴う日系社会の高齢化は、日系社会の持続的な発展にとって深刻な課題になっています。

そこで、JICAボリビア事務所は、移住地のあるサンタクルス県で、2023年3月、中南米地域日系社会の若手起業家育成



3日間にわたりビジネスのアイデアを議論した中南米地域全体の日系社会からの参加者一同 (写真: JICA)

を目的としたセミナーを開催しました。同セミナーには、ボリビアのほか、コロンビア、パラグアイ、ペルーおよびメキシコから18歳から52歳の日系人を中心とする計41人が参加し、ビジネスのアイデア創出に向けた

グループワークが行われました。JICAボリビア事務所では、2022年9月から2023年1月まで、ボリビア日系社会の活性化に向けて、日系若手人材の起業家マインド醸成を主目的に、「Project NINJA (Next Innovation with Japan) ^{注1} in Bolivia」を実施しており、この成果を踏まえ、今回、対象地域を中南米地域全体の日系社会に拡大したものです。



出身国の異なるメンバー間で議論を深める様子 (写真: JICA)

同セミナーは、日系起業家の育成に寄与したのみならず、これからの日系社会を牽引^{けん}する若手日系人材間における、国境を越えた人的ネットワーク形成の一助にもなりました。

注1 144ページの注23を参照。